

墨田区のお知らせ2011.12.14

すみだ

2つの矩形が寄り添うシンボルは、墨田区在住・在勤者、企業やNPOなどと、区および区職員との協働・協治を表すものです。



発行：介護保険課 ☎5608-6924 〒130-8640 墨田区吾妻橋一丁目23番20号

介護保険特集号〈保存版〉

<http://www.city.sumida.lg.jp/>

皆様のご意見をお寄せください

墨田区高齢者福祉総合計画・第5期介護保険事業計画「中間のまとめ」



体操のあとほっと一息つくデイサービス利用者の皆さん

区では、高齢者が尊厳を持ち、安心して暮らせる社会をめざして、様々な施策を展開しています。この施策の基本となる「墨田区高齢者福祉総合計画」には、介護保険事業に関する計画が含まれており、3年ごとに見直しを行っています。この度、平成24年度から26年度までの計画である、「墨田区高齢者福祉総合計画・第5期介護保険事業計画」の「中間のまとめ」を作成しました。その概要などをこの特集号でご紹介します。来年3月の策定に向け、より良い計画とするために、この「中間のまとめ」に対する皆様のご意見をお寄せください。

計画の基本的な考え方

平成18年度からの「高齢者福祉総合計画・第3期介護保険事業計画」では、いわゆる“団塊の世代”が、65歳以上になる27年を見据え、あるべき高齢社会をめざした目標を設定しました。

今回の「第5期事業計画」では、この目標達成に向けた仕上げの計画とするため、今年度までの「第4期事業計画」の実績や課題などを踏まえ、高齢化のピークを迎える時期までに、高齢者が地域で安心して暮らせる「地域包括ケアシステム」の実現をめざします。

具体的には、一人暮らし高齢者対策、認知

症対策の充実等の取組について、重点的に進めていきます。

地域包括ケアシステムとは、高齢者が要介護状態になっても、可能な限り住み慣れた地域において継続して生活できるよう、介護・予防・医療・生活支援・住まいの5つのサービスの連携を図りながら提供していくシステムです。

■ 計画策定の方法

計画策定に当たっては、公募した区民や学識経験者、介護事業者などから構成される「墨田区介護保険事業運営協議会」等を中心に協議、検討を行っています。また、広く区民の

皆様の意見を計画に反映させるため、説明会やパブリックコメント(意見募集)などを実施し、それらを通じて得られた意見を踏まえ、計画を策定します。

地域説明会を開催します

墨田区高齢者福祉総合計画・第5期介護保険事業計画「中間のまとめ」について、地域説明会を開催します。なお、各日とも同一の内容で行います。ぜひ、ご参加ください。

【とき・ところ】下表のとおり【申込み】当日直接会場へ【問合せ】介護保険課管理・計画担当 ☎5608-6924

■ 計画の期間

いわゆる団塊の世代が65歳以上になる時期を見据えた事業計画期間										新たなステージ		
18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	
第3期事業計画												
			↑見直し			第4期事業計画						
					↑見直し		第5期事業計画					
									↑見直し			
									第6期事業計画(予定)			

■ 地域説明会の日時・会場

とき	ところ
12月19日(月) 午後2時～3時半	業平三丁目集会所 (業平3-2-5)
12月20日(火) 午後7時～8時半	すみだ生涯学習センター (東向島2-38-7)
12月21日(水) 午後7時～8時半	みどりコミュニティセンター (緑3-7-3)
12月22日(木) 午後2時～3時半	すみだ中小企業センター (文花1-19-1)

住み慣れた地域で暮らし続けるために 積極的に取り組みます

2・3面では、墨田区高齢者福祉総合計画・第5期介護保険事業計画「中間のまとめ」の概要をご紹介します。ご覧いただき、ぜひ、ご意見をお寄せください。

【問合せ】▶高齢者福祉課高齢者相談担当 ☎5608-6314 ▶介護保険課管理・計画担当 ☎5608-6924

重点的な取組の概要

「墨田区高齢者福祉総合計画・第5期介護保険事業計画」では、高齢者が尊厳を持って、住み慣れた地域で暮らし続けられるよう緊急性と重要性の観点から次の取組を積極的に進めます。

■高齢者の生きがいをづくりを支援します

高齢者の就労支援やボランティア活動などの充実により、高齢者が担い手となって地域を活性化し、地域の支え合いやネットワークを構築していくための取組を進めます。

■介護予防の推進と重度化を防止します

生活機能の維持向上について積極的な支援が必要な元気応援高齢者の把握に努め、介護予防への参加を促します。

また、高齢者支援総合センターにおける介護予防ケアマネジメントの充実を図り、高齢者一人ひとりの状態に応じた、より効果的な介護予防プログラムを提供するとともに、要介護度の重度化を防止するための取組を推進します。

■認知症ケアを推進します

認知症に関する正しい知識や理解を深めるため、普及啓発に取り組むとともに、一般高齢者を対象として、認知症予防プログラムを提供し、認知機能の維持・向上を図ります。

また、認知症に関する最新の知識やケアの手法等について理解を深め、認知症ケア技術の向上と専門性の高い人材養成に取り組み、認知症高齢者に対する介護サービスの充実を図ります。

■医療と介護の連携の仕組みをつくりま

医療機関と高齢者支援総合センター等の連携をスムーズに行うため、在宅療養に関する

■計画の基本理念と施策の推進

基本理念

高齢者が尊厳を持ち、安心して暮らせる仕組みをつくる

基本目標1

長寿をよろこびとする元気で生きがいに満ちた高齢期を創造する

基本目標2

高齢者が尊厳を持ち自立して生活できるよう支援する

基本目標3

安心して高齢者が地域で暮らし続けるための環境をつくる

相談窓口を設置するとともに、往診できる医療機関・訪問看護ステーションなど、在宅療養に関する情報を分かりやすく提供します。

また、地域で在宅療養を支援するケアマネジャーへ医療知識習得の機会を提供し、マネジメント能力の向上を図ります。

■一人暮らし高齢者等への支援と地域での支え合いを推進します

介護を必要とする高齢者や一人暮らし高齢者が、可能な限り住み慣れた地域でその人らしく生活できるよう、多様なサービス提供事業者の参入を促進し、居宅サービスや地域密着型サービスを適切に提供します。

また、食事サービスなどの生活支援サービスを充実し、切れ目のないサービスの提供を通して在宅生活の継続を支援します。

さらに、町会・自治会や民生委員による見守り活動、社会福祉協議会の小地域福祉活動など、地域で支え合う活動を充実するとともに、「高齢者みまもり相談室」が中心となって、効果的な見守りや災害時の安否確認等の体制づくりを進めます。

■自分に合った住宅や施設を選ぶことができる仕組みづくりを推進します

高齢者が、自分に合った住宅や施設を選択することができ、介護の必要性の高まりに応

じて、一般住宅からサービス付き高齢者向け住宅、そして福祉施設へ住まい方を変えられる仕組みを構築するため、これまで以上に福祉施策と住宅施策が緊密に連携して、整備を推進します。

また、一人暮らし高齢者等が、医療や介護サービスを受けながら安心して暮らせるよう、新たな生活の場の確保に向け、東京都医療・介護連携型高齢者専用賃貸住宅モデル事業の実施を検討します。

■地域包括ケアシステムの充実とサービスの質の向上を図ります

高齢者支援総合センターにおける介護予防のためのケアマネジメント、総合的な相談・支援・調整、虐待防止・権利擁護、介護サービスの質の向上のためのケアマネジャーへの支援・助言や関係機関との連携などを行い、高齢者のニーズや状態の変化に応じて介護保険やその他のサービスを総合的に利用できるよう、様々な支援を行います。

また、介護サービス従事者・経営者等への研修、認知症ケア等専門的知識や技術の向上を目的とした研修を実施し、人材の育成や定着促進を図ります。

介護保険給付の状況 【問合せ】介護保険課管理・計画担当 ☎5608-6924

平成22年度の認定者数や介護保険給付費（介護保険サービス利用料の9割分）の決算状況は下表のとおりです。

■介護保険給付の状況

第1号被保険者数	5万3232人	前年度比	188人増
要介護（要支援）の認定者数	9028人	前年度比	611人増
介護保険給付費の総額	130億5966万3051円	前年度比	10億4696万7138円増
内訳	居宅サービス保険給付額	66億1276万227円	前年度比 6億6944万2739円増
	施設サービス保険給付額	41億4156万4850円	前年度比 1億2993万5465円増
	地域密着型サービス保険給付額	7億9643万8525円	前年度比 6931万461円増
	その他の給付費（高額介護給付費など）	15億889万9449円	前年度比 1億7827万8473円増

●被保険者数と認定者数は、平成23年3月31日現在の数です。

☎ = 電話 ☎ = ファクス ✉ = Eメール 🌐 = ホームページアドレス

あなたのまちの介護相談員

介護保険に関する悩みごとや心配ごとがありましたら、お気軽にご相談ください。

■墨田区介護相談員名簿（敬称略）

担当地区
氏名
八広、東墨田、文花、立花 及川栄子、名和 田鶴江、玉木 功
向島、押上、錦糸、太平、横川、業平 村井珠子、松本 美枝子、原 宏、坂西初枝
京島、東向島、墨田、堤通 長倉和子、増子育子、渡邊和子、川村時子
両国、千歳、緑、立川、菊川、江東橋、横網、亀沢、石原、東駒形、本所、吾妻橋 高橋 千枝子、新井順子、市川靖子、山本恵子

【問合せ】介護保険課管理・計画担当 ☎5608-6924

介護保険事業の円滑な運営

■介護保険料負担軽減への取組

介護保険料の所得段階については、新たに第3段階のうち、公的年金等収入および合計所得の合計額が120万円以下の方について、特例第3段階を設け、保険料を軽減します。

また、合計所得金額190万円以上の方について、よりきめ細やかな段階数および保険料率を設定します。

■利用料負担軽減への取組

介護サービス利用時の自己負担軽減策として、利用料の一時的立替えを行う「高額介護サービス費等貸付制度」、保険料の所得段階が第1段階の方(生活保護受給者を除く)を対象とした「低所得者介護サービス利用料の減額」、一定の所得未満の方を対象とした「社会福祉法人等のサービス利用支援事業」、「特定入所者介護サービス費の支給」、「福祉用具購入費および住宅改修費の受領委任払いの選択」等について、引き続き実施します。

■情報提供・相談体制の充実

「区のお知らせ」やパンフレットの活用をはじめ、介護相談員の活動などにより、高齢者やその家族等に必要な情報を分かりやすく提

供するとともに、介護保険制度への理解の普及と適正なサービス利用を促進します。

また、高齢者支援総合センターにおける総合相談の充実を図ります。

■認定調査・介護認定審査会の充実

認定調査員に対する研修の充実を図るとともに、区職員による認定調査票の内容点検・指導等を通じて、認定調査と調査員の質の向上を図ります。

また、審査会委員への研修等を通して、介護認定審査会の適正な運営に努めます。

■サービスの質の向上

高齢者に関する苦情・通報情報等について、すみだ福祉サービス権利擁護センター(墨田区社会福祉協議会)や高齢者支援総合センター等と連携し、発生状況等の分析を通じて再発防止に努めます。

また、現場で働くケアマネジャー・ホームヘルパー等のスキルアップや意識の向上を図り、利用者の側に立ったサービスを提供するとともに、介護給付適正化支援システムを活用したケアプランチェックを行います。

さらに、介護サービス事業者等に対し、改善の必要があると認められる事項についての適切な指導・助言を行い、不正または著しい不当が疑われる場合には監査を行います。

■適正な事業運営の確保

介護給付の適正化をはじめ、事業者に対する指導・監督、介護保険料収入の確保、サービス提供事業者および関係機関との連携・協働、運営協議会等の運営など、適正な事業運営を展開するために必要な取組を行います。

第1号被保険者の介護保険料

「第4期事業計画」における介護給付費の推移等を踏まえて、「第5期事業計画」における介護サービス見込み量等と、今後国から提示される介護報酬単価を基に、平成24年度から26年度までの第1号被保険者の介護保険料基準額を算定します。

現状では、サービス量(暫定値)については見込んだものの、介護報酬単価等の算定に必要な数値が未確定であるため、これらの数値が決定次第、保険料の算定を行うこととします。

なお、第5期保険料算定に当たっては、「介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」による介護保険法の改正で、都道府県に設置されている財政安定化基金を取り崩して市区町村に交付することにより、保険料率の増加の抑制を図ることとされています。

ご意見をお寄せください

■計画の閲覧

墨田区高齢者福祉総合計画・第5期介護保険事業計画「中間のまとめ」の全文は、高齢者福祉課または介護保険課(いずれも区役所4階)や、区民情報コーナー(区役所1階)で閲覧できます。また、区ホームページでもご覧になれます。

■ご意見の提出先

住所・氏名(団体名)・電話番号・ご意見を郵送またはファクス、Eメールで平成24年1月13日(必着)までに、〒130-8640 高齢者福祉課高齢者相談担当 ☎5608-6314・☎5608-6404・✉KOUREIHUKU SI@city.sumida.lg.jpへ *いただいたご意見は、個人情報に配慮したうえで、公表させていただきます。



介護支援ボランティア・ポイント制度をご活用ください

【問合せ】介護保険課管理・計画担当 ☎5608-6924

この制度は、65歳以上で介護サービスを受けていない区民の方に、区内の指定介護保険施設でボランティア活動を行っていただくことで、社会参加や地域貢献を通じてご自身の介護予防の推進と地域活動への参加を図るためのものです。

介護支援ボランティアに登録して、区内の指定介護保険施設等でボランティア活動を行うと、1時間当たり1ポイント(週2ポイントを限度)が付与され、年度ごとにポイントに応じた活動交付金(上限額1万円)が支払われます。

登録は各施設と介護保険課(区役所4階)で随時受け付けています。ぜひ、ご活用ください。



■介護支援ボランティア・ポイント制度の受け入れ施設一覧(平成23年11月末現在)

施設名	所在地	電話番号
特別養護老人ホーム(7施設)	同愛記念ホーム	横網2-1-11 ☎3625-6391
	東京清風園	太平3-16-7 ☎3622-8771
	なりひらホーム	業平5-6-2 ☎5819-3741
	はなみずきホーム	八広3-22-14 ☎3617-8734
	たちばなホーム	立花3-10-1 ☎3613-8718
	和翔苑	八広6-55-17 ☎3617-1501
	ケアホームズ両国	両国2-5-13 ☎5624-4165
老人保健施設(4施設)	葵の園・向島	向島3-1-13 ☎5608-0003
	ベレーユ向島	東向島2-36-11 ☎3611-3111
	櫻川老人保健施設	堤通1-9-8 ☎5630-0088
	ろうけん隅田秋光園	横網2-7-13 ☎5610-1235
通所介護施設(11施設)	ケアステーション両国	石原2-8-11 ☎5819-6551
	うめわか高齢者在宅サービスセンター	墨田1-4-4 ☎5630-8008
	すみだ福祉保健センター	向島3-36-7 ☎5608-3712
	だんらんの家 すみだ	墨田4-57-15 ☎6657-0412
	このまち両国	緑3-3-5 ☎3632-0365
	デイサービスやわら	京島3-23-11 ☎6657-0715
	福寿かがやき	業平4-4-17 ☎5637-7888
	みどり高齢者在宅サービスセンター	緑2-5-12 ☎5625-6511
	よりあいデイ・つくし	本所1-26-4 ☎6658-8358
	パル墨田	吾妻橋2-5-1 ☎5619-1363
	デイサービスセンター墨田	墨田1-7-2 ☎3618-2515

介護サービスを上手に利用しましょう

介護サービスには、常時介護が必要な方を対象とした「介護給付サービス」と、要介護状態となるおそれのある方を対象とした「予防給付サービス」があります。「介護給付サービス」には、訪問介護等のように自宅で生活しながら利用する居宅サービスと、特別養護老人ホーム等の介護保険施設に入所して利用する施設サービスがあります。また、「予防給付サービス」は、施設サービスを除き、介護給付サービスとほぼ同じ種類のサービスとなります。サービス内容の詳細は、お気軽にお問い合わせください。

サービス費用の1割を利用者が負担します

介護サービスを利用した場合、原則としてそのサービスにかかった費用の1割が利用者の自己負担となります。在宅でサービスを利用する場合は、介護度別の利用限度額(右の表1)があり、この額を超えたサービスの利用料は、全額、自己負担となります。

利用者負担額の軽減制度があります

■居宅サービス利用料の助成

介護保険料の所得段階が第1段階の方(生活保護受給中の方を除く)は、在宅サービス利用料の一部が払い戻されます。

■介護保険施設の入所費用の減額

世帯全員が住民税非課税の場合は、介護保険施設に入所される方の食事代や部屋代が減額されます。

■介護サービス利用料の減額

世帯全員が住民税非課税で、世帯全体の年間収入額および預貯金額が基準以下(右の表2)の方は、特定の事業者が行うサービスの利用料等が減額されます。ただし、介護保険料を滞納されている方などは対象になりません。

福祉用具購入費等を支給します

■福祉用具購入費の支給

要介護(要支援)認定を受けた方が、介護保険指定を受けた「特定福祉用具販売事業者」から福祉用具を購入した場合は、区に申請すると購入費の9割(支給限度額9万円)が払い戻されます。区から販売事業者で購入費の9割分を直接支払う方法もありますので、購入前にご相談ください。

【対象となる福祉用具】腰掛便座、特殊尿器、入浴補助用具、簡易浴槽、移動用リフトのつり具部分

■住宅改修費の支給

要介護(要支援)認定を受けた方が住宅改修

【問合せ】介護保険課給付担当

☎5608-6149

を行う場合は、工事前に区へ申請すると改修費の9割(支給限度額18万円)が払い戻されます。区から工事事業者に改修費の9割分を直接支払う方法もありますので、事前にご相談ください。

【対象となる住宅改修】手すりの取付け、段差の解消、滑り防止および移動の円滑化等に伴う床材変更、引き戸等への扉の取替え、和式便器から洋式便器への取替え

■介護度別の利用限度額(表1)

	在宅サービス限度額の目安 (1か月間)
要支援1	5万3900円
要支援2	11万2800円
要介護1	17万9900円
要介護2	21万1400円
要介護3	29万200円
要介護4	33万2000円
要介護5	38万8800円

①在宅サービス限度額は、利用するサービスの種類によって変わります。

■年間収入額および預貯金額の基準(表2)

世帯人数	年間収入額	預貯金額
1人	150万円	350万円
2人	200万円	450万円
3人	250万円	550万円

②以下、世帯人数が1人増えるごとに、収入額に50万円、預貯金額に100万円を加算します。

お近くの「高齢者支援総合センター」と「高齢者みまもり相談室」をご利用ください

「高齢者支援総合センター」と「高齢者みまもり相談室」は、相互に連携をとりながら介護・福祉をはじめ、地域での高齢者の生活を支援する総合相談窓口です。お気軽にご利用ください。

■高齢者支援総合センター

高齢者支援総合センターは、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活していくための身近な福祉相談窓口です。介護保険や福祉サー

ビスの申請のほか、本人やその家族、近隣の方からの困りごとや悩みごとに対して総合的に対応しています。また、虐待などの通報は、電話で24時間受け付けています。

■高齢者みまもり相談室

認知症や閉じこもりなどにより地域の中で孤立するおそれのある一人暮らし高齢者などに関する相談を受ける窓口です。民生委員をはじめ町会・自治会、介護事業者などと連携

【問合せ】高齢者福祉課高齢者相談担当

☎5608-6170

して見守りネットワークを構築し、地域で安心して生活できるよう支援しています。



高齢者のための相談窓口のマーク

■高齢者支援総合センター・高齢者みまもり相談室一覧

担当地域	高齢者支援総合センター	高齢者みまもり相談室
八広、東墨田	はなみずき高齢者支援総合センター 八広3-22-14 ☎3610-6541	はなみずき高齢者みまもり相談室 八広3-22-14 ☎3614-1465
文花、立花	たちばな高齢者支援総合センター 立花3-2-9 ☎3617-6511	文花高齢者みまもり相談室 文花1-32-1-101 ☎3614-6511
向島、押上	こうめ高齢者支援総合センター 向島3-36-7 ☎3625-6541	こうめ高齢者みまもり相談室 向島3-36-7 ☎5619-6511
錦糸、太平、横川、業平	なりひら高齢者支援総合センター 業平5-6-2 ☎5819-0541	開設準備中
堤通、墨田、東向島四丁目	うめわか高齢者支援総合センター 墨田1-4-4 ☎5630-6541	うめわか高齢者みまもり相談室 墨田1-4-4 ☎5630-6511
横網、亀沢、石原、本所、東駒形、吾妻橋	同愛高齢者支援総合センター 横網2-1-11 ☎3624-6541	同愛高齢者みまもり相談室 横網2-1-11 ☎3625-6421
東向島、京島	むこうじま高齢者支援総合センター 東向島2-36-11 ☎3618-6541	むこうじま高齢者みまもり相談室 東向島2-36-11 ☎6657-2731
両国、千歳、緑、立川、菊川、江東橋	みどり高齢者支援総合センター 緑2-5-12 ☎5625-6541	みどり高齢者みまもり相談室 緑2-5-12 ☎5625-6551